

平成 2 7 年度  
札幌市保健所運営協議会

議 事 録

日 時 : 平成 2 7 年 8 月 2 5 日 (火) 午後 6 時 3 0 分開会  
場 所 : W E S T 1 9 2 階 大会議室

## 1. 開 会

○事務局（吉川健康企画課長） 皆さん、おぼんでございます。

本日は、お忙しい中、本協議会にご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより、平成27年度札幌市保健所運営協議会を開催いたします。

私は、本協議会で事務局を務めさせていただいております健康企画課長の吉川でございます。議事に入るまで進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本協議会は公開で開催することとなっております。このため、傍聴席を設けまして、議事の内容につきましても、議事録を札幌市の公式ホームページ上で公開することとしておりますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

また、今年度は、2年に一度の委員の改選期を迎えたところでございます。皆様におかれましては、再任または新任として委員就任をご承諾いただき、厚くお礼を申し上げます。

後ほど、委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと存じますが、今回、新任で委員就任をご承諾いただきました皆様には、本協議会の事前説明の際に委嘱状をお渡ししてございます。

また、再任で委員就任をご承諾いただきました委員の皆様につきましては、本日、机の上に委嘱状を置いてございます。本来であれば、交付式という形で手交させていただくところでございますが、略式での交付となりましたことをご了承いただきたいと存じます。

なお、委嘱状の日付につきましては、任期の開始日でございます平成27年7月1日付とさせていただきます。委員の任期は2年とさせていただきます。

では、初めに、本日の出席状況をご報告いたします。

本日、2名の委員の方から所用により欠席、また、1名の委員の方から遅参する旨のご連絡をいただいております。

本協議会は、現在、委員14名中11名の出席となっており、過半数を超えていることから、札幌市保健所運営協議会条例第5条の規定により、本日の会議は成立することをご報告いたします。

次に、お配りしている資料の確認でございます。

次第、委員名簿、座席図、札幌市保健所運営協議会条例、平成27年度事業概要、そして、カラー刷りのパワーポイントの資料が全部で5部ございます。

資料がおそろいでなければ、お声かけいただきたいと思います。

## 2. 保健福祉局医務監挨拶

○事務局（吉川健康企画課長） それでは、開催に当たり、札幌市保健福祉局医務監の館石より、ご挨拶を申し上げます。

○館石保健福祉局医務監 皆様、おぼんでございます。

保健福祉局医務監の館石と申します。

平成27年度札幌市保健所運営協議会の開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げたいと存じます。

委員の皆様には、大変お忙しい中、また、1日のお仕事でお疲れのところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、皆様には、日ごろから札幌市の保健福祉行政を初めとする市政全般にわたっていろいろな形でご支援、ご協力をいただいておりますことに対しまして、心から感謝を申し上げる次第でございます。

先ほども司会から申し上げましたとおり、今年度は委員改選の年に当たっております。8名の方々には、昨年度から引き続き委員にご就任いただいておりますほか、今回新たに6名の方々に委員をお願いすることになりました。皆様には、委員ご就任についてご快諾をいただきましたことに、重ねてお礼を申し上げます。

さて、この協議会ですが、札幌市の地域保健及び保健所の運営に関してご審議をいただくために、市の条例に基づいて設置している札幌市の附属機関でございます。

今回、既にご案内させていただきましたとおり、平成27年度の保健所の主要事業についてご報告させていただくほか、昨年度、当協議会においてご審議いただきました札幌市動物愛護管理に係る基本構想の策定及び今年度中に制定する予定としております条例案の概要についてもご報告させていただきます。後ほど、所管の各部長からご説明させていただきますけれども、皆様から忌憚のないご意見をいただき、今後の保健所運営に生かしてまいりたいと考えております。

本日は、ご審議のほど、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

簡単ですが、開会のご挨拶にかえさせていただきます。

### 3. 委員紹介

○事務局（吉川健康企画課長） それでは、次第に従いまして、委員の皆様をご紹介させていただきます。

私から皆様をご紹介させていただきますので、大変恐れ入りますが、その場でご起立をお願いいたします。

札幌市食生活改善推進員協議会会長の市野美砂子様です。

札幌市小学校長会会計の金子博之様です。

北海道大学環境健康科学研究教育センター特別招へい教授の岸玲子様です。

一般社団法人札幌薬剤師会会長の竹内伸仁様です。

札幌市民生委員児童委員協議会理事の濱田繁光様です。

公益社団法人北海道看護協会会長の平山妙子様です。

一般社団法人札幌市食品衛生協会会長の廣川雄一様です。

一般社団法人札幌市医師会会長の松家治道様です。

札幌市南区連合町内会長連絡協議会会長の山岸弘様です。

一般社団法人札幌歯科医師会会長の山田尚様です。

公益社団法人北海道栄養士会会長の山部秀子様です。

なお、札幌市PTA協議会副会長の清水一江様からは、遅参のご連絡をいただいております。

次に、本日ご欠席の2名の委員をご紹介します。

連合北海道札幌地区連合会執行委員の石田清人様、北海道生活衛生同業組合連合会札幌支部長の原良一様でございます。

#### 4. 保健所職員紹介

○事務局（吉川健康企画課長） 続きまして、保健所職員をご紹介します。

保健福祉局医務監の館石でございます。

健康企画担当部長の川上でございます。

母子保健・歯科保健担当部長の請井でございます。

医療政策担当部長の鈴木でございます。

医療担当部長の田森でございます。

食の安全担当部長の山口でございます。

生活衛生担当部長の石田でございます。

本日は、このほか、保健所の各課長が出席させていただいております。

それでは、遅参のご連絡をいただきました清水様がいらっしゃいましたので、もう一度、改めてご紹介させていただきます。

札幌市PTA協議会副会長の清水一江様です。

#### 5. 委員長選出

○事務局（吉川健康企画課長） 次第に従いまして、委員長の選出に移らせていただきます。

ここで、事前にマイク的使用方法について簡単にご説明させていただきます。

ご発言をいただく際には、机の前方にございますマイクのボタンを押していただくと、マイクの上段が緑色に点灯いたします。これでマイクが通じている形になりますので、ご了承ください。発言が終わりましたら、またスイッチを押していただければ、緑の点灯が消えます。

それでは、委員の改選に伴いまして、委員長を選出することとなります。

委員長の選出につきましては、札幌市保健所運営協議会条例第3条に基づきまして、委員の互選により選出することとなっておりますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

○金子委員 事務局にお考えがございましたら、お聞きしたいと思います。よろしく願います。

○事務局（川上健康企画担当部長） 事務局案といたしましては、例年、委員の互選によりまして、札幌市医師会の会長が委員長に就任いただいておりますことから、引き続き、札幌市医師会会長でいらっしゃる松家委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり・拍手）

○事務局（吉川健康企画課長） それでは、本協議会の委員長は松家委員にお願いしたいと思います。

早速でございますが、松家委員は委員長席にご移動をお願いいたします。

〔委員長は所定の席に着く〕

## 6. 副委員長指名

○事務局（吉川健康企画課長） 続きまして、副委員長の指名でございます。

委員長の職務を代理する副委員長につきましては、委員長にご指名いただきたいと思います存じますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（吉川健康企画課長） それでは、松家委員長に副委員長のご指名をお願いいたします。

○松家委員長 それでは、大変お忙しいところでしょうけれども、副委員長は岸委員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○事務局（吉川健康企画課長） それでは、岸副委員長におかれましては、副委員長席にご移動をお願いいたします。

〔副委員長は所定の席に着く〕

○事務局（吉川健康企画課長） 皆様のご協力をいただきまして、委員長、副委員長が決まりました。早速、委員長、副委員長から、一言ずつ、ご挨拶を賜りたいと存じます。

それでは、松家委員長、よろしくをお願いいたします。

○松家委員長 ただいま選任いただきました札幌市医師会の松家でございます。

この2年間、札幌市民の保健衛生の向上に少しでもお役に立ちたいと思いますので、委員の皆様のご協力をよろしくをお願いいたします。

○事務局（吉川健康企画課長） ありがとうございます。

続きまして、岸副委員長、よろしくをお願いいたします。

○岸副委員長 松家委員長をサポートして、重要な会議ですので、一生懸命努力してまいりたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○事務局（吉川健康企画課長） ありがとうございます。

## 7. 議 事

○事務局（吉川健康企画課長） それでは、次第に沿いまして、次第7の議事に移りたい

と存じます。

議事の進行につきましては委員長にお願いしたいと思います。

それでは、松家委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

○松家委員長 よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

お手元の次第に従いまして、(1)平成27年度における札幌市保健所の主要事業について、各担当部長から説明をお願いいたします。

なお、質疑応答につきましては、一通りの説明が終わってからとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、説明をお願いいたします。

○事務局（請井母子保健・歯科保健担当部長） 母子保健・歯科保健担当部長の請井でございます。

私から、最初の札幌市歯周病検診についてご説明をさせていただきます。

この事業は、平成15年度から実施しているもので、国の健康増進事業の中の一つという位置づけをしております。目的としては、成人期、高齢期の歯を失う原因の第1位が歯周病でございますので、この早期発見、早期治療を図りまして、生涯、自分の歯を持つ8020運動を推進しようということでございます。

対象となる方は、40歳、50歳、60歳、70歳の市民、いわゆる節目検診ということになっております。市内の指定歯科医療機関で受診いただくことになっております。

実施の内容ですが、問診、口腔内の診査、歯科保健指導ということで実施しております。

今回、7月の議決をいただきました補正予算でこの受診対象の方、今年で約10万7,000名でございますけれども、それぞれの方に受診券を個別に送付するということが今回の補正予算で決まりました。

右の囲みにございますけれども、検診事業は平成15年から10年以上たっておりますが、昨年度の受診率が0.6%ということでございます。これは、平成26年度が格段に低かったということではなくて、受診率が非常に低いというのが私どもの課題でございました。

現在、およそ10の政令市がこの検診を実施している中で、受診券を個別に送付しております。27年度に4.7%でありますけれども、これは受診券を送付している自治体の受診の対象者数と受診者数を総和して割り返したものが4.7%ということで、今回認められた受診券の個別送付によって、この平均である4.7%の受診率を目指したいということでございます。

この受診券の送付は、10月を予定していますが、4月から10月生まれの対象の方から送付を開始したいと考えております。その後は毎月、誕生月の前の月に送付ができるように進めていきたいということです。

続きまして、産前・産後ケアの充実に向けた初妊婦訪問事業についても私から説明させ

ていただきます。

これも、今年の第2回定例市議会補正予算で認められた事業でございます。

まず、札幌市母子保健事業の主な事業を時系列で置いたものです。私ども母子保健事業の一つの目的として、妊娠期から育児期までの切れ目ない支援を実施していくということが大きな目標となっております。

ここにごございます緑色の字で置いてある事業が今実施しているものですが、事業の最初の妊娠届から始まりまして、時系列としては、妊娠期、出産、産後、育児期ということでございます。最初の事業として妊婦支援相談事業というものがございます。これは、区の保健センターに妊娠届を出されますと、母子健康手帳をお渡ししますが、そのときに、保健師が全て面接いたしまして、その時々で状況で何か問題がある方は継続した支援につなげていくということでございます。

また、ここにある保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業というのは、医療を受けられた中で、養育に不安があるとか、不安が強いという親子の情報を私ども保健センターにいただきまして、その後、継続した支援に結びつけていくという事業のそれぞれで構成しておりますけれども、今回の予算で初妊婦訪問事業が認められました。

妊娠期、出産を核として、その前後、産前・産後のケアです。ここは妊婦さんについて支援がない状態であるということで課題になっているところですが、その支援策の一つとして、初妊婦への訪問事業が今回認められたところでございます。

この事業は、初めて出産を迎えられる妊婦につきまして、家庭訪問を実施いたします。初妊婦については、初めての妊娠でございますし、その後に迎えられる出産あるいは育児に対する不安を軽減していこうということでございまして、目的としては、それによって健やかに産み育て、安心して子育てができる環境を進めていこうということです。

また、訪問いたしまして、ハイリスク母子の早期把握とありますけれども、これはおなかの中のお子さんのことも含めてということで、支援に結びつけていく、それによって妊娠・出産・育児期を通した切れ目のない支援を進めていこうということでございますし、最後にあります児童虐待予防等の充実というものは、児童虐待の死亡事例を国が解析したところでは、ゼロ日、ゼロカ月での虐待死が多いという報告がございまして、初妊婦の訪問事業を通して、児童虐待の予防等にも役立てたいと考えております。

次に、実施方法でございます。

先ほどの妊婦支援相談事業、母子健康手帳をお渡しするときに保健師が面接をいたしますが、そのときに、事業のチラシをお渡しして、事業の内容の説明をいたします。そして、およそ妊娠の5カ月ごろになりますけれども、母子保健訪問指導員という家庭訪問を専門にやっていただいております保健師、助産師の資格を持った方へ個人委託をしておりますけれども、この指導員が電話連絡をして、その後、家庭訪問を希望される方には6カ月ごろまでに家庭訪問を実施します。その中には、訪問を希望されない方もいるわけですが、妊婦支援相談事業で、個々のある程度のリスクのアセスメントをしておりますので、

その状況によりまして、家庭訪問を実施した方についても継続した支援が必要であれば、それは継続して支援をしていくということです。

最後に、乳児家庭全戸訪問事業というものがございます。これは、既に実施しているところですが、生後4カ月までのお子さんがあるご家庭に母子保健訪問指導員が訪問しております。今は93%ぐらいの実施率でやっているところがございますけれども、一連の流れで乳児家庭全戸訪問事業にもつなげていくことになっております。

家庭訪問の中で、指導内容といいますか、いろいろお話をする項目を挙げております。ただ、これを全てやるということではなく、訪問して、生活の場の中で相談員が妊婦さんとお話をするわけがございますので、それぞれの対象であったり、不安であったり、相談者、支援者の有無などを勘案して、この中から役に立つところに寄り添ってということによって実施をしていく、そのようなことを考えているところでございます。

最後に、事業費としましては、平成27年度で約2,800万円でございます。これは、初妊婦全部ということで、およそ8,000人弱いらっしゃいますので、それに訪問単価を掛けたところでございます。

本日お渡しした資料の中にチラシがありますが、事業の母子健康手帳をお渡しするときにこれをお渡しして時期の周知を図っていくことになっております。

事業は、このチラシを9月1日から各保健センターでお配りして始めていくこととなります。ただ、訪問というのは、その後の段々の流れがありますので、若干のタイムラグがあるかもしれませんが、私どもがこの事業を進めていくところで産前・産後ケアの充実に向けて取り組んでいきたいということでございます。

私の説明は以上でございます。

○事務局（田森医療担当部長） 保健所医療担当部長の田森でございます。

続きまして、高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種の周知強化についてご説明申し上げます。

肺炎球菌は、主に気道の分泌物に含まれており、唾液などを通じて飛沫感染するものです。日本人の約3%から5%の高齢者では、鼻や喉の奥にこの菌が常在しているとされておりまして、抵抗力が落ちた際などに何らかのきっかけによりましてこれらの菌が感染症を引き起こし、気管支炎、肺炎のほか、敗血症などの重い合併症を起こすこともあります。

また、肺炎球菌には93種類の血清型がありまして、今回の定期接種で使用される23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンというものですが、そのうちの23種類の血清型に効果があるということになっております。

この23種類の血清型は、成人の重症の肺炎球菌感染症の原因の約7割を占めるという研究結果がございます。

これまでの経緯についてですが、高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種は、昨年（平成26年）10月に開始しております。この定期予防接種の対象者は、年度内に65歳から5歳刻みで100歳までの年齢を迎える方となっており、他の予防接種と比べやや複雑となっております。

今年度の対象者はスライドにお示ししたとおりとなっております。

例えば、一番上段の65歳の対象者ですが、年度区切りの生年月日、いわゆる学年区切りとなっております。そのため、ことしの3月に65歳になった方は、現に65歳ではいられませんが、定期接種の対象にはならないとなっております。

ただいまご説明いたしましたように、対象者がやや複雑であるため、平成26年10月の定期接種化の際には、広報さっぽろの9月号と翌年2月号の2回、記事を掲載するとともに、対象者をわかりやすくお知らせするため、該当になる方の生年月日を記載しましたポスターを各医療機関または老人福祉センター、区民センターなどで掲示しておりました。それでもなお、ご自身が定期接種の対象に該当するかどうかを知りたいとのお問い合わせが多く寄せられておりました。

対象者であることを認識していただくには、対象者全員へ直接お知らせすることがより効果的と考えたところでございます。

以上の経緯を踏まえまして、高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種の対象者が接種についてご検討いただく機会を逃すことのないよう、周知においては、これまでの方法に加えまして、対象者への個別通知を取り入れることといたしました。

個別通知は、今年度の接種対象者に封書で9月中に発送を予定しており、対象者は約10万人を見込んでおります。

個別通知におきましては、接種対象者であることを明記するほか、接種が受けられる期間、回数、接種を受けられる場所、自己負担額及び自己負担が免除される要件などについても記載を予定しております。

また、注意していただきたいところが2点ございまして、対象年齢の方であっても、過去に高齢者肺炎球菌ワクチンの接種を一度でも受けたことがある方は、定期接種の対象とはならないということがあります。また、副反応につきましては、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種後5年以内に再び接種を受けた場合には、接種部位の腫れや痛みなどが強く出る場合もあると言われております。

これらの点につきましては、過去に高齢者肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことを忘れてしまった方が、この個別通知をきっかけとして再び接種を受けてしまうということが想定されます。このため、個別通知には、接種を受ける前に過去の接種歴をよく確認していただくことや、副反応に関する情報についてもわかりやすく記載し、これらについて十分に理解していただいた上で接種を受けていただきたいということをお知らせしてまいりたいと考えております。

本件については以上でございますが、資料はございませんが、1点、予防接種関係で補足させていただきたいと思っております。

日本脳炎ワクチンの定期接種化に関する件でございます。

日本脳炎ワクチンは、現在、北海道外におきましては定期予防接種が実施されておりますが、北海道内におきましては、知事その発生状況を考慮して予防接種を行う必要がな

いと認められる区域に指定しておりました。この区域指定につきましては、昨今の北海道外や海外との人の往来の機会の増加などを勘案しまして検討を行っていたところですが、北海道のほうで検討の結果、平成28年度からは、予防接種を行う必要がないと認められる区域の指定を行わないことが、今日10日、北海道知事より道内各市町村長宛てに通知されたところです。

これを受けまして、札幌市におきましても、平成28年度より、予防接種法に基づき、日本脳炎ワクチンの定期予防接種を実施することとなります。今後は、定期接種の円滑な開始へ向け、準備を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○事務局（山口食の安全担当部長） 食の安全担当部長の山口でございます。

私から、新しい取り組みでございますけれども、食の安全・安心おもてなしの店についてご紹介させていただきます。

食の安全・安心を確保するためには、従来の食品施設への監視、指導を中心とした規制だけではなく、事業者による自主管理の推進に加えまして、市民と事業者との間で情報共有や相互理解を図るなど、市民、事業者、行政の3者が連携、協働して取り組む必要がございます。

このため、本市では、安全・安心な食のまち・さっぽろを目指しまして、平成20年度より安心・安心な食のまち・さっぽろ推進事業として、食の安全・安心の確保に関するいろいろな事業を実施しております。

本日は、今年度実施する事業のうち、食の安全・安心おもてなしの店についてご説明いたします。

おもてなしの店推進事業とは、食品施設の大前提となる衛生管理はもちろんのこと、それ以外に食の安全・安心に関しまして一歩進んだ取り組みを行っているお店を登録して、市民や観光客に広く情報提供するもので、昨年度から準備を進め、今年度から登録を開始した事業でございます。

まず、登録の要件といたしまして、1点目は、札幌市内で営業しているレストランやホテルなどの外食店であること、2点目は、食品衛生優良施設であること、3点目は、一歩進んで取り組みを実践していることの三つの要件がございます。

このうち、食品衛生優良施設とは、特に衛生状態が優秀であるとして保健所長表彰を受賞したお店か、国際標準の衛生管理方法であるHACCPの考えに基づきました札幌市食品衛生管理認証制度、いわゆる「しょくまる」の認証を取得したお店でございます。

次に、一歩進んだ取り組みといたしましては、現在、四つの取り組みを対象としております。

具体的には、栄養成分表示といたしまして、料理や飲み物のカロリーや塩分などを表示していること、店舗内を禁煙または完全分煙にしていること、メニューを外国語でも表示していること、アレルギーの原因となりやすい食品を表示していることです。

なお、アレルギー物質の種類といたしましては、アレルギーを起こしやすく、症状が重篤となる卵、乳、エビ、カニ、小麦、そば、落花生の7品目を対象としております。

以上の四つの取り組みのうち、どれか一つでも取り組んでいるものがあれば登録可能となります。

現在、PRボードをご覧いただいておりますけれども、登録したお店には、ご覧いただいている店頭用PRボードをお配りして、レジカウンターなどのお客様の目に届く場所に置いたり、つるしたりしながらPRしていただいております。

このボードと取り組みの内容を示すおもてなしマークがございます。これは、道産材のシラカバを使用いたしまして、札幌のスズランをモチーフに、立体感と暖かみのあるデザインとなっております。ボードを飾ったお店からは大変好評をいただいております。

また、登録されたお店の情報は、札幌市のウェブサイトやいろいろなイベント、広告媒体なども使いながら広く周知してまいります。

その一つとしまして、ことしの7月から本市のホームページで登録事業者を紹介しております。現在は、このような一覧の形でございますけれども、今後は、一覧だけではなく、個々のお店のページもつくりましてPR情報や写真なども掲載していきたいと考えております。

登録いただいたお店は現在で19件となっております。その一例といたしまして、定山溪の旅館、ぬくもりの宿ふる川、ジンギスカンで観光客にも人気の高いサッポロビール園、サッポロファクトリー内のビヤケラー札幌開拓使館などがございます。

最後のスライドでございますけれども、おもてなしの店の推進事業の今後の展開につきましては、保健所長表彰式において登録の対象となる受賞施設に対しまして登録促進のPRを行ってまいります。また、札幌の観光振興を担っている観光協会との連携や、外食店以外のスイーツ販売店などに対象業種を拡大するなどしていきたいと考えております。

なお、PRボードは200個作成しております。現在、対象となる施設が500余りございますけれども、31年度末までの5年間で登録件数200件を目標に、事業を積極的に進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○松家委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑を行います。今まで説明がありました四つの項目について、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

まず、札幌市歯周病検診について、何かございますか。

山田委員、何かございますか。

○山田委員 この件に関しましては、私ども歯科医師会が非常にかかわってくることでございます。名目としては歯周病検診になっておりますけれども、基本的な検査項目としては虫歯等々、口腔内の状態はいろいろ検診することになっております。その結果として、そしゃく機能、物をかむ力を高齢になるまで維持していこうということを推進している部

分であります。

そのため、そしゃく機能を維持するということは、全身の健康に非常に寄与するということは各種のデータで出てきておりますし、市民の皆様の健康には十分寄与できる事業ではないかと思っておりますので、今後、市とも連携をとりながら進めていかせていただきたいと思います。

○松家委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

○事務局（請井母子保健・歯科保健担当部長） 補足でございますけれども、市民の皆様は、札幌市が歯周病検診を実施していることをなかなかご存じないということで、実は、このPRのために、11月3日から2週間、地下鉄南北線の大通駅ホームに、株式会社ライオンと健康寿命延伸の協定を結びまして、V6の岡田准一さんをフィーチャーしたステッカーを2週間掲出させていただきます。上り下りで40枚のステッカーが張られます。市民の皆さんに事業を認知していただければということで実施を予定しています。

○松家委員長 岡田准一の効果があればいいですね。

ほかに何かありませんか。

○清水委員 なかなか周知されていないので、私も初めて知りました。全員に送付されるということで、随分効果があるでしょうし、今の宣伝も期待されると思います。しかし、対象者の目標数値として0.7%から4.7%というのは、ほかの10の政令指定都市の受診率を見ての大体の予想なのでしょうか。

○事務局（請井母子保健・歯科保健担当部長） 数値的なものですが、個別通知をしている市の対象者を全部寄せて、実施数を寄せて割り返したものが4.7%ということで、一旦の平均値として置いております。もちろん、これを上回る結果になれば非常にうれしいのですが、今が0.7%なので、まずは平均点を目指していくということでございます。

○松家委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○松家委員長 それでは、次に行きます。

産前・産後ケアの充実に向けた初妊婦訪問事業について、どなたかご質問、ご意見はございますか。

○清水委員 家庭訪問というのは、子育ての環境にふさわしい状況にあるのかがよくわかるということで、大変効果があると思うのですが、妊娠5カ月という段階では、働いている女性はまだ産休に入っていないので、その状態で家庭訪問をされるのは大変負担があるかと思えます。

ですから、継続的に支援という項目の中に、産休に入る8カ月目とか、その時期に家庭訪問をしてくださいというようなことにも対応するという内容が入っているのかどうか、教えてください。

○事務局（請井母子保健・歯科保健担当部長） まず、5カ月という時期を置いたのは、流産などを想定しまして、まずは5カ月でとりましょうということです。ただ、母子健康手帳をお渡しするときに一旦面接をしております、その際にこの事業のことをご説明させていただきます。その際には、お勤めということの情報もとっております。目安として6カ月というものがありますが、それぞれの妊婦さんのご事情の中で実施を図っていきたいと思います。6カ月までに全部やるということではなくて、一つの標準的なパターンとしてお示したところです。私どもとしても、必要な方には、訪問ではなくても、区の保健センターのほうでご相談をしていただければという思いもございますので、そういう形での話をさせていただきたいと思っています。

○松家委員長 5カ月ころに訪問希望をとって、そのときは忙しいからだめだと言われたときに、産休に入るところならいいですよということを聞いてくれるかどうかという意見だと思います。そういう機会は今のところはないのですか。

○事務局（請井母子保健・歯科保健担当部長） 電話かけをした際に、そういう話があれば対応いたします。6カ月からは対象ではないということではないです。それはご相談をしながらということになります。

○松家委員長 母子保健訪問指導員というのは、どこの方なのですか。

○事務局（請井母子保健・歯科保健担当部長） 資格としては、助産師または保健師の資格を持たれている方です。家庭に入られた専門職の方で、時間的にもマネジメントができる方とか、助産院を開業されている方で、ご自分の仕事との兼ね合いの中で訪問されるということです。これは、非常勤等ではなくて、個人委託という委託方式でございますけれども、そういう形で実施しております。

○松家委員長 そういうシステムがあるのですね。

○事務局（請井母子保健・歯科保健担当部長） そうです。これは、かなり前からやっております、乳児のいる家庭の全戸訪問という事業で仕事をお願いしている方に、初妊婦さんの訪問の部分も広げてということで考えています。

○松家委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○松家委員長 なければ、高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種の周知強化について、何かご質問、ご意見はございますか。

これは、非常にわかりづらいので、個別通知になって非常によかったですと思います。ただ、医療機関でその人が打ったか、打っていないかをどうやって確認するのかということが一番問題になると思います。打ったことを忘れていても多いと思います。

○事務局（田森医療担当部長） お送りしたリーフレットの中に一例として書いてあるのは、かかりつけの先生がいらっしゃれば、かかりつけの先生に確認いただきたいということと、ご家族がいらっしゃる方であれば、ご家族の方にも受けたかどうかを確認していた

だきたいということです。それだけで全てがわかるわけではないと思いますが、そういった事例も交えたリーフレットをこの通知の中に盛り込んでいただきたいと思います。

○松家委員長 それから、日本脳炎について定期接種になるということは、今の定期接種の要件でそのままやるということですか。3歳からという要件のままやるということですか。

○事務局（田森医療担当部長） 今、全国的に行われている定期接種の1期と2期の対象者はもちろんですが、全国的にも過去に日本脳炎ワクチンの積極的勧奨が差し控えられていた時期がございますので、特例接種ということで、二十歳の方まで打てるという制度が全国的にありまして、それと同等の対応を北海道内でもしていく予定です。

○松家委員長 定期接種と特例接種の両方が北海道で行われるということですね。

○事務局（田森医療担当部長） そのとおりでございます。

○松家委員長 この件について、ご質問、ご意見はありませんか。

○山田委員 一つ教えてください。自己負担が4,400円ということですが、実際に市からの補助は1人当たり幾らになるのでしょうか。

○事務局（田森医療担当部長） 総額で8,000円ぐらにかかるとはワクチンですので、3,600円くらいが市の負担と考えております。4,400円というのは、ワクチンの値段が結構高いのですが、このワクチン代を自己負担でお支払いいただくということでやっておりますので、4,400円をお支払いいただいて、残りの3,600円ぐらを市のほうで負担させていただくという体系になっております。

○松家委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○松家委員長 それでは次に、平成27年度安全・安心な食のまち・さっぽろ推進事業について、何かご質問、ご意見はありませんか。

○山部委員 食品衛生優良施設が条件の中に入っていますが、現在、どれくらいの施設数があるのかということが一つ目の質問です。もう一つは、今年の7月から行って19件が登録されていますが、今年度中に目標数があるのかどうか、また、最終的にはどのくらいの数まで持っていこうと考えられているのかを教えてください。

○事務局（山口食の安全担当部長） 対象施設の札幌市保健所長表彰施設が500ぐらいございまして、しょくまるを取っている施設が二、三十ございますので、トータルで500をちょっと超える程度の施設が対象になるということでございます。

今年度中におもてなしの店を幾つにということころまでは考えていません。先ほど申し上げましたように、今、200個のボードをつくっておりますが、5年間の目標として、31年度末までに200を達成したいと考えております。

○山部委員 ボードには五つのマークがあるのですけれども、全部に合致しなくてもいいということですか。一つだったら、その一つだけついたものがお店に飾られるということでしょうか。

○事務局（山口食の安全担当部長）　そうです。一番下のものは必ずついていてとれないのですが、これが保健所長表彰かしょくまるをとっている施設ということで、これに、アレルギー表示をしていれば、この一つをおつけして、こういう形でお配りいたします。その後、さらに栄養成分表示をやりましたとなりましたら、これをもう一つ差し上げて追加していけるようになっていきます。着脱式なので、非常に取り扱いやすいものになっております。

○松家委員長　全部ついていないと格好悪いから、なるべくとるということで、モチベーションになるかもしれません。

○廣川委員　そのデザインについてですが、これは店に飾ってもらいたいわけですね。店に飾りたいからやるということもあると思います。せっかく素材はいいのだけれども、保健所らしく、地味だね。

○事務局（山口食の安全担当部長）　これも、余り出しゃばると店のほうで置けないよということになるので、落ちついた感じになっています。これは、何社かの専門業者にデザインしていただきまして、その中で一番いいものということでこれにしました。確かに、これは小さいですから、カウンターに置いておいてもなかなか目につかないということがございますので、今後、何か大きなものを張ったりしてPRできるようなものもあわせて考えていきたいと思っております。

○廣川委員　ほかの団体でも、ファイブスター、五つの星ということで発想は同じですが、もうちょっと目に入るインパクトがあるものですね。木工調の素材でいいのですが、ちょっと地味です。ただ、それは個人の認識の違いで、僕とあなたの感性の違いだからいいのですが、もう少し明るいほうがいいと思いました。

○事務局（山口食の安全担当部長）　今、200個つくっておまして、次回、5年後にも同じものをつくれるかどうかを検討しながらやっていきたいと考えております。

○松家委員長　大きなポスターにしてシールを張れば似たようなものになりますから、二つでもやっていいかもしれませんね。

○山岸委員　資料にあるほうの絵は見たらきれいですね。実際のものは、薄いような気がします。

○松家委員長　ちょっと色がパステル風過ぎますね。

○廣川委員　このコストは、数が少ないから……。

○事務局（山口食の安全担当部長）　数が少ないので、ちょっと割高にはなります。

○廣川委員　これは感性の違いだからね。

○事務局（山口食の安全担当部長）　決して私一人の考えでつくったものではございません。

○松家委員長　そのほかにご意見はありますか。

○山田委員　これは、非常にいい取り組みですけれども、中に入らないとわからないというのがづらいですね。外から見てわかるようなものは考えないのですか。

○事務局（山口食の安全担当部長） ポスターなどの張り物も今後検討していきたいと考えております。

○松家委員長 よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○松家委員長 それでは、議事（２）に移りたいと思います。

札幌市動物愛護管理基本構想の策定報告と動物愛護管理に関する条例の制定についてお願いいたします。

○事務局（石田生活衛生担当部長） 生活衛生担当部長の石田でございます。

私からは、札幌市動物愛護管理基本構想の策定報告と動物愛護管理に関する条例の制定についてご説明いたします。

札幌市動物愛護管理基本構想は、人と動物が共生する社会の実現に向けて、市民、行政、関係機関が協働して動物愛護管理を推進していくための基本的な考え方を示すものでございます。

基本構想策定の経緯といたしましては、札幌市保健所運営協議会のご承認をいただきまして、この協議会のもとに専門部会として設置しました動物愛護管理のあり方検討委員会の中で、本市の動物愛護管理のあり方を、全５回にわたって、より専門的な見地からご審議いただきました。

平成２６年１１月には、札幌市長宛てに提言を手交いただきまして、本年３月から４月にパブリックコメントを実施し、市民のご意見を反映させて、５月に札幌市動物愛護管理基本構想として策定、公表したところでございます。

本基本構想の策定に当たっては、札幌市保健所運営協議会の皆様に大変お世話になりました。この場をおかりしまして厚く御礼申し上げます。

次に、基本構想の構成でございますが、第１章から第３章までの構成となっております。第１章は、動物愛護管理行政の現状と札幌市が抱える課題、国の動き、北海道の動き、札幌市の現状、札幌市が抱える課題です。第２章は、動物愛護管理の基本的な考え方として、基本構想の位置づけ、基本構想の目標、基本施策、市民、行政及び関係機関の役割、最後の第３章は、基本構想の実現に向けてということで、札幌市の動物愛護管理に関する条例の制定、また、まだ仮称ですが、札幌市動物愛護管理推進計画の策定について、そして、動物管理センターのあり方の検討という構成となっております。

次に、第１章について説明いたします。

札幌市が抱える課題を整理したものでございます。

改正動物愛護管理法が施行されまして、終生飼育、適正飼養が明記されました。しかしながら、札幌市の現状を見ますと、犬猫の放棄や殺処分数は依然として少なくない状況にございます。今、さらなる動物愛護の取り組みの推進が求められております。

現状としまして、犬猫の放棄や殺処分数が多く、子どもの動物愛護の情操教育も求めら

れており、ペットの迷惑問題から動物の虐待へと発展するケースも出てきております。

また、動物愛護を進める上で、その担い手となる人材の不足も一つの課題となっております。

これらの対応策といたしまして、市民の動物愛護の精神をさらに育んでいくこと、ペットの飼養に関係なく広く教育活動や広報活動を行うこと、また、担い手となる人材の確保と育成を進めていくことも重要となっております。

犬猫に関するふんの放置や鳴き声、放し飼い、このような市民から寄せられる相談が1日に50件もありました。飼育動物の適正管理が求められております。多頭飼育崩壊による住民の迷惑問題や狂犬病の予防注射の実施率が7割程度となっており、まだ約3割の方が未実施であるという現状です。また、道内のペット業者の3分の1が札幌市に集中しているという現状にもございます。

これらの対応策といたしまして、多頭飼育者の事前把握などの対応、狂犬病の正しい知識の普及啓発、動物取り扱い業に対する監視指導の強化が重要と考えております。

安易な飼育の開始による犬猫の遺棄や虐待が社会問題化していること、また、虐待のおそれがあると思われる犬猫が動物管理センターに収容されている現状にございます。譲渡の推進のために、収容能力の限界を超えて長期間収容せざるを得ない札幌市の現状もございます。

これらの対応策といたしまして、飼い主の飼育環境の適正化の推進や収容動物が快適に生活できるよう配慮していくことが重要でありまして、他都市では、シェルターメディスンの考え方を収容動物に適用し、ケアを行い、譲渡率の向上を果たしております。このような先進的な取り組みを検討していくことも重要かと考えております。

次に、基本構想の体系図をごらんください。

基本構想の目標といたしまして、「人と動物が共生する社会の実現」、サブタイトルとして、「人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ」ということで、この目標の実現に向けた三つの基本政策がございます。

一つ目は、動物愛護精神の涵養です。二つ目は、動物の適正管理の推進です。三つ目は、動物の福祉の向上でございます。関係主体である行政、市民、動物取り扱い業者、大学等の教育機関や関係団体が連携、協働してこの目標実現に向けて取り組みを進めていくこととしております。

次に、基本構想の実現に向けて、次の三つの事項に今後優先的に取り組んでいきたいと考えております。

まず1点目は、札幌市の動物愛護管理に関する条例の制定でございます。

その必要性としましては、大幅改正された動物愛護管理法が平成25年9月に施行となりまして、さらなる動物愛護の推進が求められてきております。

現在、犬については、現行の札幌市畜犬取締り及び野犬掃とう条例で規定しておりますが、飼育環境の質の向上に係る規定が不足しております。

また、猫については、動物愛護管理法や北海道条例に基づきまして、対象が主に人が飼育している猫となっております。飼い主のいない猫に係る規定がない現状となっております。

さらに、多頭飼育の届け出制、放棄の際の引き取り手数料の有料化、このような内容の検討も必要となってきております。

これらを踏まえまして、基本構想で掲げる目標の達成に向けて、三つの基本施策を盛り込んだ動物愛護管理に関する条例を制定いたします。

また、現在は、札幌市保健所運営協議会の専門部会である動物愛護管理のあり方検討委員会において審議、検討いただいていたところですが、今回の条例の制定に伴って、（仮称）札幌市動物愛護管理推進協議会を新たに設置いたします。

この推進協議会は、条例に基づき設置する附属機関でありまして、動物の愛護及び管理について、札幌市が推進する計画、施策について評価、助言、提案等を行う機関といたします。

構成メンバーとしましては、札幌市動物愛護管理のあり方検討委員会の委員で、学識経験者、動物関連事業者、関係団体、公募市民、このような方々を基本といたしまして、多方面の有識者等を加えることも検討していきたいと考えております。

取り組みの二つ目は、（仮称）札幌市動物愛護管理推進計画の策定です。

この推進計画は、基本構想に即して、具体的かつ中期的な数値目標を明確にするとともに、道外目標を達成するために実行計画として計画的かつ統一的な施策を実施することを目的として策定するものです。

今後の取り組みの三つ目ですが、動物管理センターのあり方の検討でございます。

動物愛護管理を推進していく上で、その拠点施設である動物管理センターに求められる動物愛護教育、動物関係団体等との連携、協働の推進、ボランティア等との動物愛護活動、市民交流の推進、適正譲渡の推進など、動物管理センターの機能の充実強化に向けて、そのあり方検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、先ほど申しあげました動物愛護管理に関する条例の制定について、もう少し詳しくご説明いたします。

基本構想に基づきまして、平成28年度中に札幌市独自の動物愛護管理に関する条例の制定を目指しております。

動物愛護条例については、政令指定都市の約20都市のうち、既に13都市が制定している現状でございます。

今回の条例の制定に伴いまして、昭和46年に制定いたしました札幌市畜犬取締り及び野犬掃とう条例は廃止したいと思います。

条例の構成になります。

総則、動物の適正な取り扱い、特定動物の飼養、保管、動物の引き取り、収容、勧告及び命令、さらには罰則というような構成となっております。

次に、条例内容のポイントをご説明いたします。

本条例では、市の畜犬条例及び北海道条例をもとに次の内容を新たに盛り込みます。

市民、行政、動物取り扱い業者及び動物関係団体等の動物愛護管理に関する役割と責務、動物の飼養環境の質の向上を含む動物、犬猫の飼い主の遵守事項、飼い主のいない猫に餌を与える者の遵守事項、多頭飼育の届け出、札幌市動物愛護管理推進協議会の設置、犬猫の引き取り手数料、返還手数料、申請手数料などの各種手数料について、これらの項目を盛り込む予定でございます。

次に、今後のスケジュールでございます。

現在、条例の骨子案に関しまして、庁内と、罰則規定がございますので、検察庁など関係機関との協議、調整を行っているところでありますが、今後、9月にパブリックコメントを約1カ月間実施したいと思っております。その後、平成28年の第1回定例市議会で条例案を上程いたしまして、可決承認をいただければ、平成28年3月末には条例の交付、そして、市民周知期間として6カ月ほど設けまして、28年10月の施行を目指しております。

以上、札幌市動物愛護管理基本構想と条例制定の報告をさせていただきました。

最後になりますが、本日お手元には配付していませんが、既に新聞等でご覧になった方もいらっしゃるかと思います。札幌市円山動物園のマレーグマの高齢の雌が、7月24日、同居訓練中に若い雄に襲われて、翌日の25日に死亡したという事案について、札幌市動物管理センターで対応を進めてまいりました。そのことについて、簡単にご報告させていただきます。

このことについては、既に、秋元市長から、7月30日の定例記者会見で、襲われているという正直な感じを受けた、そのときの対応として何かできなかったかという思いがあるという感想を述べられております。さらに、その席で、動物園の判断などを検証する考えを明らかにいたしました。

そのような点を受けまして、その事案の検証や原因究明を札幌市動物管理センターで実施してまいりました。

そして、先日の8月21日に、繁殖を含む管理体制など組織全般に問題があるとして、動物園に対して動物愛護管理法に基づく改善勧告を行いました。

勧告の中では、同園が行った3頭による同居訓練の成功例がほかになったとか、7月24日の闘争は20分にわたったのですが、その間、具体的な救出措置を講じなかったという状況から、過度な動物間の闘争を避ける、必要な診療を受けさせる、そのような法が定める基準について、合わせて7項目を満たしていないという考えのもとに勧告を指摘したところでございます。

その内容を簡単に申しますと、まず1点目として、動物園の全ての動物の管理体制を見直して、必要な人員確保やマニュアルを整備すること。2点目として、全職員を対象に適正飼養を理解させる教育を実施すること。3点目として、施設の総点検を行って、改善計画を今月の28日までに出して、改善結果を9月30日までに報告するよう求めたところ

でございます。

また、この法律の第44条第2項の中には罰則適用のことも記載されておりまして、その適用も可能性があるとして、既に8月20日に北海道警察への情報提供も行っております。

このように、本件につきましては、動物管理センターとしましても、慎重に、そして適正に対応を進めているところでございます。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。

○松家委員長 ありがとうございます。

今の説明につきまして、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

○清水委員 私は犬も猫も飼ったことがないのでわからないのですが、多頭飼育には届け出が必要ということはわかりますが、例えば、犬猫またはウサギ、ハムスター、爬虫類などを1頭、2頭飼う分には、どこにも届け出を出さなくても飼うことができるのですか。

○事務局（石田生活衛生担当部長） 特定動物という非常に危険な動物ですね。逃げてしまつて人に危害を与えてしまうような動物については許可制があります。

ですから、個人であっても、逃げてしまった人に危害を与えるような動物については、動物管理センターに許可申請ということで申請いただいて、管理センターでそれについてきちんと審査して、許可を与えるということになります。

観点は、人に危害を与えるかどうかということになります。

○清水委員 では、犬猫の場合はどこにも届け出を出さないというふうに考えているのですか。

○事務局（石田生活衛生担当部長） 犬については、狂犬病予防法の中で登録という規定がありますが、猫はございません。

○清水委員 では、犬を飼っている方は、必ずどこかに届け出をしているということですか。

○事務局（石田生活衛生担当部長） 本来はそうなのですが、実際にされていないという事実もございます。100%登録しているとは言えません。

○清水委員 ということは、狂犬病の注射をしていない犬が3割というのは、本当はもっと多いと考えられるということですか。

○事務局（石田生活衛生担当部長） そうですね。

○清水委員 それは何とかできないものなのでしょうか。

○事務局（石田生活衛生担当部長） そこは、普及啓発活動の中で機会があるごとに言っているのですが、なかなかという状況です。

○清水委員 そういう届け出きちんとされない方が、動物を飼うということの責任感が低いと考えられると思うのです。やはり、動物を飼うということにハードルを持たせるために、どの動物を飼うときにも全て届け出を出すというふうにするのは現実的ではないです

か。

○事務局（石田生活衛生担当部長） なかなか難しいところがありますね。基本は法律の中で定められていますから、札幌市、この一部の地域でやっても果たしてどうなのかという議論もあります。やはり、まずは国の施策の中で考えたいべきものかと思います。

○清水委員 わかりました。

○松家委員長 ほかにいかがでしょうか。

○金子委員 これから予定されている条例制定の中で、勧告及び命令、罰則というのは、個人にも適用されることがあると想定されているのでしょうか。

○事務局（石田生活衛生担当部長） 個人にも想定される部分はあると思います。今、手元にわかるものがなかったのです。

○金子委員 例えば一つでも構いません。

○事務局（向井動物管理センター所長） 動物管理センター所長の向井と申します。

勧告及び命令、罰則については、現在の札幌市畜犬取締り及び野犬掃とう条例の中にもございますし、北海道条例の中にも勧告と命令と罰則という形になっておりまして、それを踏襲する形になる予定でございます。

○金子委員 ありがとうございます。

○松家委員長 罰則がなければ、届け出も何もしないですね。ただ、余り罰則があれば、今度はペットを飼う人がいなくなって、情操教育にはよくないと思います。

また、マレーグマの問題で人員確保というのは、人が足りなかったということですか。

○事務局（石田生活衛生担当部長） 実際に同居訓練をしているときに、7月24日の段階では飼育員が1人だけだったのです。動物の様子や外観からのけがの状況とか、やはり獣医師の目が絶対的に必要なもので、人員的な問題もあったと思います。そういうところで勧告した部分もございます。

○松家委員長 予算はちゃんとついていたのですか。予算がなければ、動物園を責めても仕方がないと思います。

○事務局（石田生活衛生担当部長） 職員の配置については、職員部が中心となって、全部局でいろいろ調整しますので、これからは関係部局間でやりとりをしながら対応を考えていくことになろうかと思います。

○松家委員長 シマウマも死んでしまったということですからね。

ほかに何かありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○松家委員長 それでは、全体を通してご意見、ご質問はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○松家委員長 特にご意見がなければ、本日の議事はこれで終了といたします。

皆さんにご協力をいただきまして、無事に終了することができました。どうもありがとうございました。

以上をもちまして、平成27年度札幌市保健所運営協議会を閉会いたします。  
どうもありがとうございました。

#### 8. 閉 会

○事務局（吉川健康企画課長） 松家委員長、委員の皆様、どうもありがとうございました。

来年度の本協議会の開催日につきましては、改めて委員長とご相談させていただきながら決定したいと考えております。

皆様、お忘れ物のないよう、気をつけてお帰りください。

本日は、まことにありがとうございました。

以 上